慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	常陸國風土記にみられる井泉の記事に關連して二・三の考察
Sub Title	Some comments on the description of wells in the Hitachi-no-Kuni-Fudoki (常陸國風土記)
Author	井口, 悦男(Iguchi, Etsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.53- 79
JaLC DOI	
Abstract	Various descriptions of wells 井泉 are seen in the Hitachi-no-Kuni-Fudoki 常陸風土記 or the Topography of the Province of Hitachi compiled in 713. These wells were introduced as fountains in the topography in question. Hitherto those wells that appear in the topography have been recognized by many of our historians as the sources of drinking water of the people in that province. However, it is apparent, in the writer's opinion, that these wells were also very important irrigation sources for the rice fields, and accordingly they were indispensable to the daily life of the provincial people. The wells in question were connected with the tales of legendaryheroes that were told among the people. The writer of this article believes that the tales introduced in the Hitachi-no-Kuni-Fudoki were those which symbolized the stabilized living conditions of the pioneers in that province and stabilized circumstances under the reigns of Mikados of the Yamato Court. It is also believed that the names of the local heroes in the ancient tales were (gradually) replaced by those of national heroes along with the changing political conditions. Such progress is well traced in the tales of wells. For example, the name of Yamato-Takeru-no-Sumeramikoto 倭武天皇 who was believed at first to be the greatest hero in the Province of Hitachi, was mentioned afterwards as the surname of Yamato-Takeru-no-Mikoto, one of the heroes introduced in the Kojiki (the "Ancient Chronicle" compiled in 712) and Nihon Shoki(the "Chronicle of Japan" compiled in 720) or believed to be the name of a hero of the Province of Hitachi, whose story came from that of Yuryaku-Tenno 雄略天皇. But these explanatory legends are not reliable. The change of the heroe's name in a tale only proves the fact that the power of the Yamato Court was increasing in the period in question.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

常陸國風土記にみられる井泉の記事に關連して二・三の考察

井口悅男

一、はじめに
二、井泉の記事の基本的意義
三、井泉說話にみられる英雄の變化について
四、倭武天皇一考

一、はじめに

常陸國風土記には、說話を含めて大化前代に關する多くの記事が載せられている。それらはいずれも常陸の鄉土に發生し、育てられ、そして選ばれて風土記に載せられ、保持されてきたものであり、その各々が、古代人の鄉土に關する雄辨な主張を折込んでいると考えてよかろう。その主張するところがどのような面であるかは、すでに各方面から多くの研究がなされ、我々の前に示されてきているところであるが、決してそれは單一なものでないことが云えよう。私はそれら多くの側面を導き出し得る記事の中に、常陸のたどつた歷史が、どのように反映しているか、考えてみたいと思

つている者であるが、記事から常陸の古代史を考えてみようとするに際し、考えられることは、なおこれらの記事に對する基本的な解釋の點ですら、考察の餘地が殘されているように、思われることである。そこで今回、多くの大化前代に關する記事のうち、井泉に關する記事と、これに密接な關連を持つている倭武天皇について、最近の研究をふり返りながら、私なりのこれに對する理解の一端を述べてみたいと思う。

二、井泉の記事の基本的意義

まず最初に、常陸國風土記に多くを數えられる井泉に關する記事の示す、基本的意義について考えてみたいと思う。すなわち、多くの記事を鄕土に誕生させた井泉は、一體古代人にとつていかなる意義をもつ存在であつたか、記事を通して追究してみよう。また、井泉の記事は何を基本的に主張しようとしているのであろうか。これらをここで考えるとしよう。これまでこの點に關する解釋は一定していない模樣である。さて風土記（以下常陸國風土記の場合、特に斷わる必要のない限り、こう呼ばして頂くとする）にみられる井泉に關する記事を原文と共に列記すれば、次の十一例をあげることができる。

(1)　新治の井―新治郡―　常陸の地名說話。倭武天皇の命により國造が井を開き、そして天皇が井をことほがれたとする。

倭武天皇　巡二狩東夷之國一　幸二過新治之縣一　所レ遣二國造毗那良珠命一　新令レ堀レ井　流泉淨澄　尤有二好愛一　時停二乘輿一　翫レ水洗レ手　御衣之袖　垂レ泉而沾　便依二漬レ袖之義一　以爲二此國之名一　（序文の條）

(2)　新治里の井―新治郡新治里―　新治の地名說話。國造によつて井が開かれたとする。

昔　美麻貴天皇馭宇之世　爲平討東夷之荒賊（俗云阿良夫流爾斯母乃）遣新治國造祖　名曰比奈良珠命　此人罷到

卽穿新井（今存新治里）隨時致祭　其水淨流　仍以治井　因着郡號（新治郡の條）

(3) 碓井 ―信太郡雄栗村― 景行天皇によつて井が開かれたとする説話。

郡北十里　碓井　古老曰　大足日子天皇　幸浮島之帳宮　無水供御　卽遣卜者　訪占所穿　今存雄栗之村（信太郡の條）

(4) 田餘里の井 ―茨城郡田餘里― 田餘の地名説話。倭武天皇によつて井が開かれたとする。

郡東十里　桑原岳　昔　倭武天皇　停留岳上　進奉御膳時　令水部新堀清井　出泉淨香　飲喫尤好

勅云　能淳水哉（俗云與久多麻禮流彌津可奈）　由是　里名今謂田餘（茨城郡の條）

(5) 玉清水（槻野の清泉）―行方郡行方里― 倭武天皇が泉をめでられたとする説話。

倭武天皇　巡狩天下　征平海北　當是　經過此國　卽　頓幸槻野之清泉　臨水洗手　以玉榮井　今存行方里之中　謂玉清水（行方郡の條）

(6) 大井 ―行方郡行方里― 社中の泉に郡中の人々が集合し、泉の水を飲む風習を物語る記事。

郡東國社　此號縣祇　社中寒泉　謂之大井　緣郡男女　會集汲飲（行方郡の條）

(7) 椎井(池) ―行方郡― 椎井の湧く谷を開發するに際し、夜刀神と闘つた麻多智の説話と、その後この谷に池を築いて更に開發しようとして、夜刀神と再び闘つた麻呂の説話。

古老曰　石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世　有人　箭括氏麻多智　截自郡西谷之葦原　墾闢新治田　此時

夜刀神 相群引率 悉盡到來 左右防障 勿レ令二耕佃一 俗云 謂レ蛇爲二夜刀神一 其形蛇身頭角 率引免レ難時 有二見人一者 破二滅家門一 子孫不レ繼 凡此郡側郊原 甚多所レ住之 於レ是 麻多智 大起二怒情一 着二被甲鎧一之 自身執レ仗 打殺駈逐 乃至二山口一 標梲置二堺堀一 告二夜刀神一云 自レ此以上 聽レ爲二神地一 自レ此以下 須レ作二人田一 自レ今以後 吾爲二神祝一 永代敬祭 冀勿レ祟勿レ恨 設レ社初祭者 卽還 發二耕田一十町餘一 麻多智子孫 相承致レ祭 至レ今不レ絶 其後 至二難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世一 壬生連麿 初占二其谷一 令レ築二池堤一 時 夜刀神 昇二集池邊之椎株一 經レ時不レ去 於レ是 麿 擧レ聲大言 令レ修二此池一 要在レ活レ民 何神誰祇 不レ從二風化一 卽令二役民一云 目見雜物 魚虫之類 無レ所二憚懼一 隨盡打殺 言了應時 神蛇避隱 所レ謂其池 今號二椎井池一 池回椎株 清泉所レ出 取レ井名レ池 卽 向二香島一陸之驛道也 （行方郡の條）

(8) 高松濱の泉 —香島郡— 高松濱の泉の說明記事。

郡東二三里 高松濱（中略）東南 松下出泉 可二八九步一 清渟太好（香島郡の條）

(9) 角折濱の井 —香島郡— 角折濱の地名說話。倭武天皇によつて井が開かれたとする。

倭武天皇 停二宿此濱一 奉レ差二御膳一 時都無レ水 卽執二鹿角一 掘レ地之 爲二其角折一 所以名之（香島郡の條）

(10) 曝井 —那賀郡— 夏に村の女達がこの井に集つて布を曝す風習のあることを物語る記事。

自レ郡東北 挾二粟河一 而置二驛家（中略）當二其以南一 泉出二坂中一 多流尤清 謂二之曝井一 緣レ泉所レ居 村落婦女 夏月會集 浣レ布曝乾（那賀郡の條）

(11) 大井 —久慈郡密筑里— 夏にこの泉で周邊の男女が集つて遊ぶ風習のあることを物語る記事。

自レ此東北二里　密筑里　村中淨泉　俗謂ニ大井一　夏冷冬溫　湧流成レ川　夏暑之時　遠邇鄕里　酒肴賫賫　男女會集　休遊飲樂（久慈郡の條）

以上のようであるが、全體を通じて感じられる特色として、その多くが說話（(1)(2)(3)(4)(5)(7)(9)）を持つていること、しかも天皇（(1)(3)(4)(5)(9)）、特に倭武天皇（(1)(4)(5)(9)）に結びつけられているものが多いことに氣付かれよう。なお(1)と(2)とは說話の目的とする地名が違つてきているが、井を直接掘つた國造、(1)の毗那良珠命と、(2)の比奈良珠命は、同一人物を指すと考えられ、同じ新治里の井に發する說話とみてよいであろう。

ところで、これら「何某井」と呼ばれる井泉の實體は、記事からするに、どのようなものと考えられるであろうか。これらの記事の基本的意義を考えるに際し、この點をまず明らかにしておく必要があろう。「堀レ井」「穿レ井」と記しているところからすると、それは今日の掘井戸を指すかとも考えられるが、それにしても、「流泉淨澄」「其水淨流」「多流」「湧流成レ川」と、そこから水がとうとうと豐かに溢れ出て、流れをなしているように描寫されている場合が多いところをみると、それは今日の湧泉、すなわち地下水の溢れる泉、いわゆる「井の頭」とみると考える方が當つていると思う。松岡靜雄氏は、湧泉を一寸堰止めたものが井であると云われているが、[1] それが當を得ていると思われる。ところで、ここで一寸問題になるのが鑄方貞亮氏の考え方であろう。氏は(7)の椎井(池)の說話の例から、井と池とは同一內容であるとみられ、井も池の範疇で考えられておられるのである。[2] しかしこの考え方はいささか混亂を招くと云えよう。氏は、この說話の一條に、從來「所謂其池。今號ニ椎井一也。」[3]（「いはゆる其の池は、今、椎（しひ）の井と號（なづ）く。」[4]）とみえるところから、このように考えられたのであろうが、この條文によつて、井も池なりと結論づけられたとすれば、それは

やや早きに失した意見と云えよう。と云うのは、少くとも常陸國風土記にみられる井泉と池に關する記事の中にあつては、（この場合椎井(池)の說話を除外する）井と池は明確に區別して記されており、池と稱されているものは、天然の沼か、人工的に作られた灌漑用溜池についてであり、しかも後者の場合が殆どあると云える。しかもこの點は椎井（池）の說話の場合にあつても、同樣と云い得ると思うのである。この說話の內容からまず考えてみると、それは行方郡家の西の谷の開墾に關する麻多智と麻呂の二つの說話からなつているが、前者はこの谷の葦原をはじめて開拓し、谷奧の湧水を利用して水田耕作をはじめるに際しての說話であり、後者はその湧水利用によるこの谷の水田耕作の段階を、後代になつて一段高度化し、安定させようとして、更にこの谷奧に堤を築いて池を作るに際しての說話であることが知られる。內容的に湧水利用の段階と、池と呼ばれる溜池利用の段階とは明確に區分できるし、說話上の年代も、大きく前後している。そして先程の條文についてみるに、「所謂其池。今號二椎井一也。」というところだけを取上げてくると、いかにも井＝池、溜池も井と呼んだ場合があつたともみられようが、その後に續く文章、「池回椎株（めぐりしひのき）　清泉所レ出　取レ井名レ池」（「池の回に椎株あり。清泉出づれば、井を取りて池に名づく。」傍點筆者）があり、椎の下より湧き出す泉が、この池の水源となつているとし、「取レ井名レ池」と斷つているのであり、從つて井と池は同一內容とは云い得るものでなく、兩者は當時はつきりと區別してみられていたことがこの點からも確認されよう。しかも最近發行された秋本吉郎氏校訂の風土記によると、問題の條文は「所レ謂其池　今號二椎井池一」(5)（「謂はゆる其の池は、今、椎井（しひる）の池と號（なづ）く。」(6)傍點筆者）と改められているのである。これが正しいとすれば更にはつきりすると云えよう。湧泉と考えられる井と、人工池を示す池とは明確に區別され、記されているのであり、兩者は內容を異にしており、決して同一視し得るものではない。從つて鑄

方氏の解釈は、後に觸れることであるが、いずれも水田耕作に關係するものであるとする點では同意できるとしても、その根本において湧泉と溜池を目的の前に同一視している點は賛成できないと云えよう。

井泉が湧泉と考えられることが明らかになつたが、では次にこれらの記事が、どんな基本的事實に支えられて發想されているのであろうか。云いかえれば、古代人にとつて井泉はいかなる基本的意義を持ち、また更にそれが鄉土の主張の代表として述べられるについては、どのようなことが考えられるのであろうか。この點について考えついてくることは、説話に往々にして「無水供御」「進奉御膳時　令水部新堀清井　出泉淨香　飲喫尤好」「會集汲飲」「奉差御膳　時都無水」と述べているごとく、井泉が生活上まず第一に必要であつた飲料水の供給源として、彼等の集落の中心を形成する重要性を擔つていたことであろう。これまでの井泉の記事に對する意義についての解釋をみると、いずれもこの點を述べ、飲料水としてのこの基本的重要性が、それに加えて水の持つ清淨性が、井に對する信仰、神聖觀を生ずるに至り、それが多くの井泉に關する記述を殘すこととなり、また説話を生み、そして尊貴なる英雄に附會する説話を誕生させるに至つたと考えられると云われてきている。(7) 云いかえれば、井泉に關する多くの記事の存在から、古代人がいかに飲料水の供給源としての井泉を神聖視していたかが窺い得るとされるのである。このような從來の解釋を前にして、私の考えを述べるとすれば、その點もさることながら、他方、その集落の生活を支えている水田の水源としての重要性をも有し、その意味の重要性をも含めて傳えられていた點を見落してはならないと思うことである。從來ともすれば、前者のみ强調され、その意味でのみ解釋される傾向がみられているのは殘念である。ここに最近の一例として青木紀元氏(8)の場合をあげるとしよう。氏は古代人の井に對する神聖觀を考究されているのであるが、そのはじめの

ところで次のように云われている。古代人にとつて水が大切であると云うとき、二面あつて、その一方は水田耕作のための灌漑用水としてのそれと、もう一方は人間生存のための飲料水としてであるが、兩者は文献上も區別して現われており、そして「井」に對する神聖觀の發現は、飲料水にかかわるものであつて、灌漑用水に對するそれとしてではないと、はつきり區別しておられる程なのである。しかし氏が云われるように井泉が飲料水とのみ規定してよいであろうか。私は大いに疑念を持つものである。

井泉と人間の結びつきの起源を考えれば、それは農耕生活開始以前、遙かに溯ると思われ、先に述べたように飲料水として、集落形成に際し缺くべからざるものであり、その重要性から井泉を貴重視し、そこに説話の誕生もあつたものと思うが、その後農耕生活にはいると共に、それは水田の水源としての貴重性をも合せ持つようになり、兩方の意味をこめてその重要性が高められ、神聖視され、説話が保持されてきたと考えてよいのではあるまいか。そしてもし大和民族が、西方より農耕民として東方へ移住し、この臺地の多い常陸を農耕地として、はじめて開拓したとすれば、彼等の井泉に對する考え方は、當初より兩面での意味があつた筈と考えられよう。それは今ともかくとしても、このような推測をはつきり裏付けてくれるのが、先程來あげてきた(7)の麻多智の説話であろう。そこで一つの谷における水田耕作開始に當つて、谷奥の湧泉である椎井が利用されていることが予想され、そして同じ谷に關し、後世椎井利用による溜池築成の麻呂の説話のあることをみれば、更にはつきりと、曾て井泉利用による水田耕作の段階の存在したことが認められてこよう。常陸にあつてこの外の井泉については、水田に利用されたことは何ら記されてないが、野中の井と思われる例、例えば槻野之清泉（玉清水）の存在も傳えていることは、その可能を示していると云えよう。常陸國風土記と同様に井

泉の記事が多い播磨國風土記の中に、次のような新開井に關する記事がある。

萩原里土中々（中略）息長帶日賣命　韓國還上之時　御船宿二於此村一（中略）卽闢二御井一　故云二針間井一（揖保郡の條）

この井の記事は、尊貴に附會する例として青木氏の引用されたところであるが、いま問題としたいのは、氏の引用されてない、それにすぐ續く部分に

其處不レ墾

とみえていることである。すでに鑄方氏はこの點に注目され、ことさらに「其處不レ墾」とつけ加えて記述していることは、消極的ではあるが、原野開墾に際し、池を掘つた場合もあつたことが知られるとされているが、私はこの記事にこのような但し書きが付されていることから、この井の場合は特別であつたので付記して斷つたのであり、この地方の水田耕作は湧泉利用によることが一般的であつたと、逆に確認されてくるものと云えよう。勿論鑄方氏は池を云われているが、それは前述のように、これが湧泉、井であることは、ここで更に斷わるまでもあるまい。

このような例をあげることによつて、井泉が單に飲料水の供給源として重要なるが故に、古代人に貴重視されただけでなく、彼等の生活を支えた水田耕作の水源としても重要性を持つていたということが知られよう。從つて井泉に對する神聖觀は、當時一面だけからと云うより兩面からの意味で持たれていた、と考えるのをより妥當な解釋としよう。その意味で井泉が集落の中心的存在であり、信仰の對象とされていたとみられよう。そして風土記を通觀するに、村々を代表する説話として井泉説話が語られ、また井泉を中心とする生活描寫が多く記錄されていることは、いかに當時の生活が井泉を中心になされていたか、また考えられていたか、それをよく物語つているものと云えよう。逆にみれば、當時

集落の中心として井泉が考えられていたから、郷土の主張が井泉説話を以て代表されて語られたと云えよう。そしてその重要性の強調が英雄説話を生むこととなり、それは他面において郷土の名より高からしめて行く効果を有しており、ここにも両面の意味が働いていたと考えてよかろう。

三、井泉説話にみられる英雄の變化ついて

いま井泉説話に登場する英雄について、彼等の説話上の役割は、井泉の集落生活における重要性を、その英雄の名を加えることによつて、更に強調しようとしている點に、また一方その井泉を圍む集落、すなわち郷土の名を、一段と高からしめようと意圖している點に、あることが考えられると述べてきたところであるが、そのように考えられる井泉説話の英雄については、いろいろなことが發言し得ると云えよう。ところで一方一般に今日知られている説話は、風土記に集錄されるに至るまで、その發生時から多くの年代を經て、常に現實的意義をそこに保持してきたとみられるが、そのために郷土の情勢に應じ、いろいろの變改、附加が重ねられているとみてよかろう。それはいろいろな面に現われていると思うが、説話の英雄についても指摘できるのではないかと思う。すなわちより高次な英雄へと變化していつたことが予想されてよかろう。郷土の開拓者と考えられた族長の始祖を英雄とし、それにまつわる説話を持つていた段階から、後に大和朝廷によつて國造の地位が與えられた地方の豪族の始祖を彼等の第一の英雄として、それに結び付けた説話を持つ段階、そして地方の豪族を押える大和朝廷の勢威が波及し、國造制が確立してくる頃になると、彼等の考えていた曾ての英雄の上に、更に新たな、しかも比較にならぬ程強力で、その威名の及ぶ世界の廣い大和の英雄、その代表者と

して天皇の名が知られるようになり、これが第一の英雄と考えられるようになつて、説話における第一の英雄もそれが登場してくるというように、順次郷土の政治情勢の變化に伴つて、説話の英雄も變化してきたと考えてよかろう。

常陸國風土記に登場する英雄は多くみられる。その彼等を大別すると、地方の小英雄と大和の大英雄とに二大別し得る。前者の例としては、例えば前述の井泉説話に登場する麻多智、比奈良珠命の外に、異族征伐の始祖英雄である、黒坂命、兎上命、建借間命などがあげられ、後者の例として、井泉説話その他に登場する倭武天皇、そして景行天皇などがあげられる。ところでこれら多くの英雄のうち、常陸全域に分布し、多く方面にわたり語られている英雄と云えば、それは倭武天皇であり、これに匹敵する英雄は常陸國風土記上求め得ない。すなわち地方の英雄で各地に分布を持つもは全くみられず、殆ど一つの説話に一度登場するに止まつている。結局、風土記に地方獨自とみられる英雄の存在したことは、その名の存在することから認められるが、しかしここで獨自の世界を形成する程の地方的英雄はみられず、中央の英雄と言うべき倭武天皇が常陸第一の英雄であつたと考えられるのである。このことは、風土記集錄時の常陸の政治的情勢による點が第一に考えられようが、その奥に曾て大和とは何か違つた地方獨自の世界が殆ど形成されてなかつたことも反映しているとみてよいのではあるまいか。そして開拓始祖説話がその中央の英雄の間にはさまれる形で斷片的に集錄されていることは、一方からすれば、地方の英雄が、大和の英雄の蔭から頭を見せているとも云え、大和の英雄の前に、地方の英雄はその地位をゆずつてきていることが考えられる。(9) 曾て麻多智のような英雄がこの地の英雄として代表されていたが、大和の勢威が高まるにつれ國造に、そして天皇にと、郷土における英雄の代表者が移行してきたことが考えられてよいと思う。

このような全般的展望にもとずく推測に對し、その可信性を裏付ける事實を、先に例記した井泉說話の中に求めることができることは注目してよいと思う。すなわち井泉說話において英雄移行のさまが、部分的ながら具體的にあとづけられるのである。

前項のはじめに述べてきたように、井泉說話七例についてみるに、天皇にその所由を仰いでいるものが五例を數え、そのうち四例は倭武天皇であり、地方の英雄の登場は三例である。この井泉說話內における例數分布によつても、英雄として倭武天皇が壓倒的地位にあつたことが知られよう。そして井泉說話の英雄所傳の型として、少くとも中央の英雄、天皇に所由させるものと、地方の英雄、豪族に所由させるものと二類型の存在したことが明らかである。いま兩者の風土記集錄時における實質的權威の高さ、或は說話としての効果を比較するに、明らかに天皇の方に高さと効果が認められよう。風土記に天皇に所由するものの數が多い原因はそれに關連するとみて誤りないと思う。しかもなお、そこに地方英雄によるものが傳えられていることは、彼等の曾ての英雄が何に求められていたか、そこに政治情勢の反映が考えられてよかろう。このように井泉說話の場合を取上げてみても、さきに全般的見地からする推測として述べたことが、ややはつきりと攝めてくるのであるが、次の例はこの點を更に明らかにすると云えよう。

それは前項のはじめに例示した、常陸と新治の地名說話について指摘されてくることなのであるが、前に戻つて參照されるのも煩雜を加えることと思うから、原文をここに再記することにしよう。

(1)　倭武天皇　巡二狩東夷之國一　幸二過新治之縣一　所レ遣二國造毗那良珠命一　新令レ堀レ井　流泉淨澄　尤有二好愛一　時停二乘輿一　翫レ水洗レ手　御衣之袖　垂レ泉而沾　便依二漬レ袖之義一　以爲二此國之名一（序文の條）

(2) 昔　美麻貴天皇馭宇之世　爲平討東夷之荒賊（俗云阿良夫流爾斯母乃）遣新治國造祖　名曰比奈良珠命　此人罷到　卽穿新井（今存新治里）隨時致祭　其水淨流　仍以治井　因着郡號（新治郡の條）

この井にもとずく二つの地名説話、さきに斷つたように、國名と郡名の起源という風に多少相違する點がみられるが、兩者いずれも新治郡新治里の井にもとずく地名説話と考えられ、(1)の毗那良珠命と、(2)の比奈良珠命とは、同一の人物とみてよいと思う。そして現在の形の原形で考えてみると、どうも(2)の新治地名説話の方が(1)の常陸地名説話より古く發生していたことを予想してよいと思う。(10) さてこのことを前提として、兩者を比較するとき、面白い事實の認められることに氣付くのである。それはヒナラスのミコトの説話上の位置が(1)と(2)とで違つてきていることである。(2)ではミコトが主人公になつているが、(1)にあつては、(2)の場合と同樣ミコトは井を掘つてはいるが、倭武天皇の命によつたと傳え、更に倭武天皇ができた井をめでたとしており、この場合の主人公は明らかに倭武天皇にあり、ミコトは登場するも(2)の場合と違つて説話の英雄としての地位は遙かに下げられていると云えよう。同じ井に發する地名説話で、同じ英雄が登場し、同じ役割を演じているにもかかわらず、その英雄の説話上の地位に大きな差を生じてきている。倭武天皇の登場によつて、ヒナラスのミコトは同じ井を掘つていながら、説話上の英雄の地位を倭武天皇に大きくゆずつていることに氣付く。ここに井泉説話の英雄が、狹い地方的英雄から、一段と權威の高い、廣い、全國的英雄たる天皇の方に移行して行くさまがはつきりと示されていると云えよう。それとはりもなおさず、説話の時代に應じた變改、發展であり、より高貴への附會の變化、朝廷との關連性への努力による强化の跡がよく窺われるところと云えよう。このことは八世紀における常陸の現狀、すなわち大和朝廷の勢威の存在を考え、かつ風土記作成時における一つの傾向を摑むならば、

その可信性がより高まると云えよう。そしてこのような說話の發展が認められるとすれば、井泉說話にも、これまでたどつてきた歷史の跡が、大和朝廷の勢威の波及、經營の進展という事實が、反映していると云えよう。

結局井泉に關する風土記の記述は、常陸開拓後の生活の中心をなす井泉の重要性に發し、彼等の生活基盤の重要性を象徵するものとして傳承され、鄕土の開拓後の生活の安定をそれが表明しているものであるが、朝廷の經營下にその後はいるに及んで、本來持つていた基本的重要性をより高めんために、朝廷との關連を有することを强調する形に變化して、鄕土の主張をするようになつたと考えられる。從つて、井泉の記述は、彼等の遠い過去たる開拓、そして開拓後の安定した生活の事實、更に近い事實である朝廷の經營下における安定した生活の每日を、象徵し、主張していると思うのである。

四、倭武天皇一考

井泉說話の英雄として倭武天皇が第一人者であることはすでに述べたところであり、いかに鄕土の現實の生活が大和朝廷の勢威下に展開されていたか表明されるとしたが、この倭武天皇は、井泉說話の英雄に止まるものでなく、風土記をみるに他の多くの說話における英雄でもあり、結局常陸第一の英雄であつたことが知られる。いま倭武天皇にまつわる說話を、先にあげたものを含めてここに列記すれば次の十六例が數えられる。

序　文　(1)常陸國地名說話

信太郡　(2)乘濱村地名說話

茨城郡　(3)田餘里地名說話

行方郡　(4)玉淸水地名說話、(5)行方國地名說話、(6)無梶河地名說話、(7)鴨野地名說話、(8)當麻鄕地名說話（佐伯征討說話）、(9)藝都里國栖征討說話、(10)宇流波斯小野地名說話、(11)波都武野地名說話、(12)相鹿、大生里地名說話

香島郡　(13)角折濱地名說話

久慈郡　(14)遇鹿地名說話

多珂郡　(15)飽田村地名說話、(16)藻島地名說話

このように廣汎に常陸各地に分布していることが知られる倭武天皇は、風土記よりするに、常陸各地村々を巡行、視察し、井を掘り產物をめでており、時に反抗者を征伐しているが、要するに大和の王者として描かれているのである。しかしその大和の王者である倭武天皇は、その名稱としては殆ど常陸國風土記獨自のものであると云つてよい。[11] すなわち記紀には歷代天皇として全く見られぬ名稱なのである。ところが常陸にあつては、明らかに至尊にして恩惠深い大和のスメラミコトそのものであり、前述の說話の外に、香島大神に關する說話に、「倭武天皇之世　云々」（香島郡の條）とみえている程なのである。

このような常陸第一の英雄にして、記紀に歷代天皇としてみられぬ倭武天皇は、一體それは常陸獨自の傳承上の英雄なのであろうか、それとも全國的分布を持つ英雄傳承の部分と考えられるのであろうか、問題とされよう。從來この倭武天皇については、一般に記紀景行天皇の條にみえる東征說話上の英雄として活躍する、ヤマトタケルのミコトを指すものと考えられ、ミコトに關する地方的傳承の一分布とみられている。[12] この立場からする最近のものとしては、ミコ

ト傳承と比較されながら倭武天皇を分析された戸谷高明氏の意見があげられよう。(13) このような說に對し、水野祐氏は、倭武天皇はヤマトタケルのミコトの傳承の一分布と云うようなものでなく、またその原形に近いものでもないと反對論を出され、それは「倭王武」と云われた雄略天皇に關する物語であるとの新說を展開されているのである。(14) このように今日兩說みられている倭武天皇について、從來から興味をいだいているものであるが、以下最近の兩氏の高說を前にしながら、いささかそこに私なりの考えを加えてみたいと思う。

まず從來の考え方についてみることからはじめよう。それはまず英雄の名稱上の近似性の點から出發する。そして記紀の東征說話の地理的範圍は不明確な點もあるが、常陸もその中に含まれたと考えられること。また記紀にみられぬ天皇名で呼ばれていることも、常陸國風土記に息長帶比賣天皇、播磨國風土記に宇治天皇（揖保郡の條）、市邊之天皇（美囊郡の條）、聖德王（賀古郡の條）とする例があり、正史の記載で皇位に登つてない皇后、皇子が、このように天皇と尊稱されていることは、中央の歷史に詳かでなかつた地方にあつて、あり得べきことと思われ、結局地方的な尊稱と考えられること。そして更に菟道稚郎子、聖德太子もさることながら、ヤマトタケルのミコトも皇位繼承者として物語られ、いずれも若くして惜しくも薨じており、記紀共に天皇に準じようとする强い傾向の認められることがその筆間に窺われる點等々。このように數えてくると、倭武天皇はどうもヤマトタケルのミコトの別名であり、その傳承はすなわちミコト傳承の一分布という考えが導き出されてくると云えよう。

しかしこのような考え方は多分に表面的類似に出發し、そしてそこに主たる共通點を求めて解決している傾向が强いと云えよう。說話分析の際に大切な內面的考察に對する配慮の點が、なお不充分であるとみられる。と云うのは、記紀

のミコトと風土記のスメラミコトとでは、對遮的な性格上の相違がみられているのである。この點は何としても無視できぬ根本的な問題點であろう。第一に、最初に述べたように倭武天皇とあるごとく、內容的にも明らかに大和の王者たる天皇であることを示しており、地方では天皇であることが第一の英雄とされ、鄉土の主張をその人物の名においてより高く主張することが可能となつたとみられる。とすると、他との類似點を求めるに急であつて、天皇實は皇子であるとすることは問題であろう。云いかえれば、風土記側からすれば、倭武天皇はまずあくまで天皇として認める立場が、この傳承を考える場合、正しい立場と考えられよう。第二に、風土記の多くの說話から天皇の性格を考えるに、いま戶谷氏の言を借りるとすれば、記紀のミコトに對するに、次のような差異が認められるのである。すなわちミコトに對する天皇は、㈠武勇的對開發的、㈡物語的對分散的、㈢文學的要素多對少、これを一言にして云えば、記紀のミコトが悲劇的戰鬪的であるに對し、風土記の天皇は寬容なる人物として平和的開發的であり、結局戶谷氏はこのような差異點と、そして共通點を考慮された結果「命と天皇とは同一人物（象徵としての）の傳說化されたものと考えられ」るが、「風土記はより古い時代の傳承をとどめている」とみられ、「兩傳承の成立條件や機能は、その傳承基盤と目的意識の著しい相違によつて、全く異質のものであつた」のであり、倭武天皇傳承は「朝廷の權威に對する服從の意識を越えて、信仰の中に生きていた」もので、常陸に根を下ろしており、「命傳說のように文學的形象のもつまでにはいたらなかつたけれども、地方人の精神界に生きていた地名傳說をとおして分散的であつたが關係深い人物の事蹟として語られているのである。それは歷史書編纂という中央集權的意識におおわれることなく、地方的であり異色に富んだものであつた。」と結論づけられている。[15] この戶谷氏の考察は兩者の差異點、共通點を詳しく考究されての結論として從來の考察を一歩

確實に進められたものと云えよう。しかし、なおそこに倭武天皇＝ヤマトタケルのミコトの線が出てきている點は問題があると思う。

一體ミコト傳承の發生については、氏も云われ、從來から特定の人物（ミコト）の史實を通じて生じてきたとは考えられておらず[16]、大和朝廷の勢威擴大のため行われた東西征服平定事業に活躍した多くの英雄達の事業が、更に云えば大和朝廷以前における土地開拓者たる英雄達の活躍を含めて、八世紀の記紀、風土記の編纂時までにその後の情勢を加えながら整理、潤色されて形成されてきたとみられ、ミコトは象徴的英雄像であり、それが更に記紀の皇統譜上に位置付けられて語られるようになつたものが、今日みられるミコト傳承と考えられている。從つて、兩者いずれも大和の勇者の物語であることに相違ないとしても、現實に我々に與えられている兩者の傳承について、共通點の存することから同一傳承の異形とみ、或は同一人物とみるのは、かかる根本問題から考えてくるとき、なお問題とされよう。すなわち、ここに我我は中央において育生されたヤマトタケルのミコトの傳承と、地方において受止められた倭武天皇の傳承を見出し、いずれも東征物語が含まれ、名稱上の近似關係が認められるが、現在の形が與えられるまで一方は中央において多くの變改が重ねられていると思われ、その變改の上に皇統譜上に實存した英雄として物語られるようになつた英雄と、單に大和の王者であるとして地方に受止められている倭武天皇との間には、性格的に大きな差異を生じているのであり、到底同一人物とは、象徴としても考え得ない、別箇の存在であると云えよう。ヤマトタケルなる傳承上の英雄が何時頃、この大和の社會に生じ、傳えられるようになつたか、今日それは確かめ得ない問題であろうが、單なる大和の英雄と云う段階では兩者共通するとしても、今日みられる兩者としては大きな性格上の差異が存する。從つて戸谷氏が、倭武天皇傳

承はより古い時代の傳承を止めていると云われている點は、私として大和の勇者に發するとみる點で同感であるが、現實にみられるミコトと天皇とは同一人物でなく、全く異質の人物と考える次第である。

ところでこの兩傳承に、かかる考え方を徹底されて新說を出されたのが水野氏である。氏は記紀のヤマトタケルのミコト傳承を考察れさた結果「古事記の倭健命は西暦五世紀の『倭王武』卽ち雄略天皇を、書紀のそれは西暦七世紀の高市皇子を、それぞれ傳承上の英雄像を描く具體的モデルとして、遠き景行朝に溯つて實在したかの如くリフレクトさせたものである」と、ミコト傳承の成立過程を政治狀況に左右されながら育成されてくることを跡付けられ、更に風土記の倭武天皇についても先に一寸觸れたように、「倭健命」を「倭武天皇」としたものでなく、大和と常陸とで別箇に雄略天皇の物語から成立した傳承であるとされ、倭武天皇卽雄略天皇論を提起され、具體的に風土記にその證査が求められると次のように云われる。氏の論旨を要約し、箇條的に紹介すれば大略次のごとくとなろう。[17]（以下傍點筆者）

(1) まず第一に倭武天皇と天皇なる記載法で風土記は統一されていること。

補(1) 倭武天皇以外の名稱についてみても、風土記にあつて古稱（例、伊久米天皇）にせよ、新稱（例、難波長柄豐前大宮臨軒天皇）にせよ、全て記紀の用例に一致している。

補(2) 神功皇后を天皇と稱する箇所が一ヵ所みられるが、それは割註においてであり、本文では明らかに皇后としている。

補(3) 倭武天皇の皇后として大橘比賣皇后の名がみえている。（二例）

以上をみるに風土記における天皇の用例に地方的あいまいさは全くみられてないのであり、中央の歷史における場合と全く一致しているのであつて、從つて倭武天皇も確かに天皇として認識されていたことが知られるのである。

(2) 常陸海岸地方一帶に天皇の傳承が多く分布しているが、記のミコト傳承と一致するような內容の傳承は全くみられない。

(3) 行方郡の條にみえる「倭武天皇巡守天下。征平海北。當是經過此國。」は、宋書倭國傳中の倭王武の上表文にみえる「渡海北平九十五國」[18]と關連を持つもので、上表文をみるに倭王武たる雄略天皇を頂點とする五世紀における東方經營の進展が考えられるが、兩文の一致し、また天皇說話の分布が上表文の「渡海北平」と一致してきていることは、ここに倭武天皇が倭王武たる雄略天皇に發するものであることを示しているとみられよう。

(4) そして倭王武は和訓すればヤマトタケのスメラミコト、すなわち倭武天皇となる。

と、前の二條の點から倭武天皇は天皇であつて、ヤマトタケルのミコトでないことを强調され、後の二條において、最近の古代東國論を巧みに援用されながら、倭武天皇卽雄略天皇論を說えられているのである。この水野氏の所論は、常陸のみ窺われると云える倭武天皇傳承の、天皇と呼稱され、その性格を有するもに對する從來の解釋の弱點を衝かれたものと云えよう。私は氏のかかる分析について、大局的な點では大いに敬服するものである。しかしただ、いま述べた風土記に證査を求められての倭武天皇卽雄略天皇論には、納得いかぬ點がみられるように思う。そこで以下倭武天皇について、私の考えを述べながら氏の說に對する疑問を述べてみたいと思う。

それについてはまず私の常陸國風土記に對する基本的態度を述べることからはじめるとしよう。風土記の文章が文學的にも秀でた漢文から成つていることは、その字句から受ける內容と共に、傳承集錄成文に際して少くとも何がしかの整理、文飾の行われたことが考えられ、更にそこに示された歷史的記述についても、集錄者達の當時の歷史知識による

修正、中央の歴史への統一化の傾向のあつたことが想定されてよかろう。我々が今日この風土記傳承から何がしかを求めんとする際、この漢文で示された傳承に基礎を置くのであり、この字句を通してしか解釋できないのであるが、現在の字句を通して窺われるどの程度までが、當時まで流布してきた常陸の生の傳承であつたか、それは殘念ながら知るべくもない。傳承發生から八世紀初頭の集錄時に至るまでの變改もさることながら、その上に漢文による表現の際のゆがみを考慮せねばならない。我々は倭武天皇傳承の一つの說話を取上げるに際しても、八世紀という編纂時の時點にまず立たされ、そこを通して全てを覗いているのである。この天皇傳承についても、これが集錄に際しどのようにみられ、どのような性格を持つと考えられていたか、今日與えられている成文傳承から常陸の傳承を考えるとき、まずこの關門のあることに注意すべきであろう。この時點における傳承としてまず受け止め、分析してみる必要があろう。時代を超越した傳承は考えられない。以上の基本的態度の下に倭武天皇傳承を考えてみると、どう云えてくるであろうか。

そこでまず云えることは、風土記の倭武天皇傳承にあつていずれも天皇と記すことで一致していることは、[19] 少くとも集錄者にとつてそれが天皇傳承として認識されていたとしか考えられないことである。しかも集錄者が當時の傳承の傾向を全く無視したとは考えられないから、この傳承は八世紀の常陸に流布されていた天皇傳承であつたと考えてよかろう。その內容が明らかにスメラミコトそのものであつたことからも察せられようが、編纂の際の文飾を考慮しても、ヤマトタケルのミコトで元來あつたものがスメラミコトに變改されたことは、他の天皇の場合全て正史に一致している點から、逆のことはあり得たとしてもそれは考えられぬことであり、やはり當時天皇と認識されていたとしか考えられない。と云うことは、倭武天皇傳承は元來天皇に關する傳承として八世紀に傳えられていたとみてよいことであろう。

次にその傳承内容に示された性格から考えられることとして、倭武天皇がスメラミコトとして、平和な至尊な方の臨幸として描かれていることはすでに述べてきたところであるが、ここで更に云いたいことは、天皇として性格上認められるとしても、景行天皇の皇子とも、また雄略天皇であるとも何ら表明してないことであり、風土記が他の天皇の場合全て正史に一致する記載をとつているにもかかわらず、この天皇に關してはそれから全く外れた存在となつていることである。ここにこの天皇が極めて類型的存在であること、肥後和男氏の言を借りれば、平面的な恩惠を授けられる帝王としての存在にしか過ぎないことである。(26) 更に言えば、常陸の人々にとつてこの天皇は、個性的な存在としての英雄として受け止められておらず、むしろ類型的存在としての帝王として理解され、傳えられていたことが明らかであり、單に大和の偉大なる天皇、それを代表するものとしての倭武天皇の名が存在するだけであり、そこに特定の天皇の姿は浮び上つてこないことが指摘されるのであるが、次に個々の點に觸れながら更に考えてみるとしよう。

まず倭武天皇が常陸各地を巡行されるに至つた理由に關し、風土記ではどう述べているのであろうか。それぞれの說話に示されているのをあげてみると、「古老曰　倭武天皇　坐二相鹿丘前宮一」（行方郡の條）「古老曰　巡行過二干此鄕一」（同郡の條）「古老曰　倭武天皇　至二於此一時」（久慈郡の條）などと記されているように、理由らしいものを述べず、單に「昔この土地に來られて、そして……」と物語が開始されているものが殆どであり、類型的帝王物語として當然のことと思われるが、その中にあつて僅かながら注目されるのは、（以下傍點筆者）(1)「倭武天皇　巡二狩天下一　征二平海北一　當レ是　經二過此國一」（行方郡の條）(3)「倭武天皇　爲レ巡二東垂一」（多珂郡の條）

「倭武天皇　巡二狩東夷之國一　幸二過新治之縣一」（序文の條）(2)

「倭武天皇　巡二狩東夷之國一　幸二過新治之縣一」（序文の條）(2)

まず倭武天皇が常陸各地を巡行されるに至つた理由に關し、風土記ではどう述べているのであろうか。それぞれの說話に示されているのをあげてみると、「古老曰　倭武天皇　坐二相鹿丘前宮一」（行方郡の條）「古老曰　巡行過二干此鄕一」（同郡の條）「古老曰　倭武天皇　至二於此一時」（久慈郡の條）などと記されているように、理由らしいものを述べず、單に「昔この土地に來られて、そして……」と物語が開始されているものが殆どであり、類型的帝王物語として當然のことと思われるが、その中にあつて僅かながら注目されるのは、（以下傍點筆者）(1)「倭武天皇　巡二狩天下一　征二平海北一　當レ是　經二過此國一」（行方郡の條）(3)「倭武天皇　爲レ巡二東垂一」（多珂郡の條）

とみえることであろう。これにより風土記の讀者は倭武天皇の傳承が、全てこの目的の下の出來事として把握、理解されてくることは明らかであろう。しかしながらこれらの字句は注意を要しよう。そこに集錄時における知識にもとずく整理、文飾の點をまず考慮すべきことが考えられるのである。この漢語による三樣の明確な目的表現については、いま前にあげたように各地の說話の殆どが天皇の巡行理由の述べてない點、また天皇の說話の內容が素朴である點を考慮してくると、本來說話の內部にこれに近い明確な天皇巡行の目的の表現があつたとするより、それは集錄時の成文に際しての文飾の結果によると考えられてくるのである。すなわちこの三樣の表現については、常陸の人々が天皇の目的をそのように明確に意識していたことを反映して、それぞれ變化ある表現を使い分けたとは思われないのである。常陸人の傳承にあつたものは、(1)(2)(3)の中で考えるとすれば、(3)の「東の垂(さかい)を巡りまさんとして」と云つているものに近いと思われるが、「東夷之國」と云い「征平海北」と記しているところには、その表現が多分に新しい知識にもとずく點が濃いと云えよう。(1)の「東夷之國云々」にあつては、それが常陸自體を含む意味で述べられているとは考えられず、そこに常陸の彼方の蝦夷の國征討ということが考えられてくるものであり、從つて紀の傳承に近い意識の存在が窺われ、また(2)の「征平海北　云々」にあつては、先に一寸述べたように水野氏は宋書倭國傳との一致に注目され、結局倭國傳に示された「渡平海北」は韓半島遠征を指すのでなく、實は東關東から海を渡つた北方の土地、すなわち風土記に示された「海北國」を示すに外ならないと强調されているが、倭國傳の文と殆ど一致するものが風土記にみられているとこについては、そこから「海北」を北關東以北と考える前に、やはりまず文飾の點を考慮してかかる必要があろう。集錄者がこのような用法を知つていて、それは或は宋書倭國傳の知識にもとずいたことも考えられようが、倭武天皇傳承を記錄

するに際し、ある箇所に形を整えるため挿入したことが考えられるのである。このことが少しでも考えられるとすれば、水野氏の云われる證査として、風土記のこの用例を用いることは避くべきであろう。そこでこの兩書の表現の一致から云えることは、倭武天皇傳承が、倭王武上表文に示された諸地方征伐に奔走した歴代天皇の一人であつたと集錄者が考えていたと云うことであろう。これ以上のことは云い得ないと思う。以上のように、倭武天皇傳承中に示された巡幸目的についての重要な三例の表現について、そこに記錄時の知識にもとずく文飾がまず考えられてくるのである。

次に、倭王武を和訓すればヤマトタケのスメラミコトであり、從つて倭武天皇は雄略天皇より發した名稱であると考えられた點について考えてみるとしよう。水野氏の考えをもつてすれば、風土記に「倭武天皇之世　云々」とみえていることは、或は「大泊瀬幼武天皇之世云々」「大長谷天皇之世云々」と云つていることと同義と解することも可能かも知れず、これが認められるとすれば、風土記の倭武天皇は全て明らかに雄略天皇傳承ということになつてこよう。なるほど宋書に示された類似點から考えると雄略天皇に比定されることになろう。しかし宋書にしか類似點を求め得ないことは問題であろう。しかもヤマトタケ(ル)なる名稱が特定の人物の固有名詞としてより、勇武なる天皇が「大惡天皇」と稱されたに通ずる意味の普通名詞と考えられるとすれば、それを中國史書にみえる「倭王濟」「倭王珍」「世子興」と呼ばれている中の固有名詞としての「倭王武」と混同して扱つてよいであろうか。更に忘れてならないことは、先程から述べてきたところであるが、風土記にみられる天皇名は、この天皇を除いて、全て記紀に通ずる名稱で傳えられていることである。從つて倭武天皇だけが異稱のまま殘されていることはとりもなおさず、雄略天皇とする意識が編纂時において明確でなかつたことを示すに外ならない。倭武天皇が雄略天皇に發するものであると知覺されていたならば、必ずや

他の場合と同様にそれなりに正史に通ずる名稱に改められていたに違いない。それともせず、またミコトとも改めていないことは、それは元來常陸に古くから傳承していた、漠然と大和の第一の英雄たるスメラミコト、それによつて大和朝廷の勢威の到來を表明する、常陸獨自の名稱であつたことが考えられよう。そして水野氏は倭武天皇を第二類、例えば「美麻貴天皇」と同様、六世紀以前のおぼろげな知識にもとずくものとされているが、果して「美麻貴天皇」の名がその頃より知られていたかどうか問題となろうが、それはいま別として、私の考えるに、倭武天皇は氏の云われる第二類の天皇より、更に古く常陸に知られていた天皇名であつたと考える。云いかえれば、常陸で最も古く知られていた大和の英雄が倭武天皇であつたと思う次第である。そしてそれが、後に知られた數々の天皇よりも、常陸の土地に固く結び付いていたので、この天皇だけが異稱のまま、大きく風土記に取上げられていつたのであろう。

以上は風土記集錄成文の時に視點を置き、倭武天皇傳承について考えてみたままであるが、その傳承内容にみられる帝王としての性格、それが明確に打出されている點は、從來のように單に名稱上の類似が先に立つて、地方的尊稱なりとしてしまい、ヤマトタケルのミコト傳承の一分布であると片附けてしまえない問題を、その天皇なる名稱と共に持つており、また別の面で云つても單純に結び付けられないものである。結局、倭武天皇＝ヤマトタケルのミコトとも、また、倭武天皇＝雄略天皇とも云い切れる問題のものでないと思われる。

以上よりするに、倭武天皇について云える、より確かとみられる線は、大和朝廷の勢威の波及と共に――勿論そこに水野氏の主張されるように、倭王武としての雄略天皇の遙かなる令名も一因をなしているであろうが――常陸の人々が、大和の代表的英雄の象徴像として倭武天皇の名と、そして說話を生んだとみられ、それはこれと云つて特定の天皇、明

確にだれかれによつたものでも、また指示すると云うような性格のものでなかつたという線にあると云えよう。（一九五八・六・二〇）

註

(1) 松岡靜雄氏「常陸風土記物語」一三九頁
(2) 鑄方貞亮氏「古代前期の產業經濟」（新日本史講座）六頁
(3) 「標註古風土記（常陸）」による。
(4) 武田祐吉氏編「風土記」（岩波文庫）による。
(5)(6) 秋本吉郎氏校註「風土記」（日本古典文學大系2）五六及五七頁
(7) 例えば松岡氏前掲書一三九―四〇頁、肥後和男氏「風土記抄」三九―四〇頁、鵜殿正元氏「古風土記研究」一〇〇―〇二頁、一五七―五八頁
(8) 青木紀元氏「日本古代の『井』に對する神聖觀」（神道史研究三―五）
(9) 水野祐氏「倭建命と倭武天皇」（史觀四三・四）
(10) (2)の說話は郡名の起源物語として記されているが、元來新治里の地名說話として發生したものと考えてよかろう。それがやがて新治國の地名說話を經て、常陸國成立後は新治郡の地名說話になり代つてきたとみてよかろう。また常陸なる地名が說話として問題に上つてきた時期は、新治なる地名が問題とされた時期より、後のことであつたと思つてよかろう。それに加えて(1)と(2)の說話の發想形態の類似を考え合せてくると、どうも、(1)は(2)から派生してきたと考えられる點が濃いと云えよう。そして(1)が常陸國の成立後に創作されたとは云い切れないにしても、その形は明らかに常陸國成立以後の形のものであり、また新たにできた常陸國の存在が、(1)の說話の現實的意義を大きく支えていることは斷わるまでもあるまい。
(11) 阿波國風土記「風土記逸文」（「萬葉集註釋卷第七」所見）に「倭健天皇命」とみえている。
(12) 例えば松岡氏前掲書一一〇頁、肥後氏前掲書三五頁など。
(13)(15) 戸谷高明氏「常陸風土記の『倭武天皇』」（國文學研究十五輯、早大）

(14)(17)水野祐氏「倭健命と倭武天皇」（史觀四三・四）

(16) 例えば小林庄二郎氏「蝦夷征服に關する傳說に就いて」（歷史地理九―四）、喜田貞吉氏「上代の武相」（「武相鄕土史論」所收）、津田左右吉氏「日本古典の研究、上」一九七―二二五頁、松本芳夫氏「古代蝦夷論」（「日本の民族」所收）一九五―二〇六頁など。

(18) 宋書倭國傳には「渡平海北」とあるが、水野氏は、倭王武の上表文の前の方に、「東征」「西服」とあることより、「北平」でなければならないとされ、「渡海北平」に訂正されている。

(19) 從來、常陸國風土記行方郡現原の條から無梶河の條の間に「倭武命降レ自ニ此岡一幸ニ大益河一」と「倭武命」の名が一條みえていることが氣付かれており、これは風土記が倭武天皇＝ヤマトタケルのミコトと考えていた一つの證査とみられ、倭武天皇を天皇として考えてゆく側にとつてそれはいささか不利な點であつた。しかしこの「倭武命」の用法は、ここだけに限られるものであり、これまで全體的用例の點から無視されてきたと云つてよかろう。ところでよく風土記に當つてみると、西野宣明の天保板本にはみえているが、群書類從本にはなく、また例えば無窮會神習文庫所藏の常陸國風土記（現本の書寫は新しいと思われるが、元祿六年三月四日の奥書がある。）にもみえておらず、そして前後の文章から考えてみるに、必ずしも「倭武命」なる主格がなくても通ずる箇所であり、「倭武命」なる字句は後世の挿入ではないかと考えていた次第であるが、最近の、近世校訂以前の姿に復原されることをつとめられた秋本氏校訂の風土記によれば、これを省かれており、（風土記「日本古典文學大系2」五二頁）從つて筆者は、元來風土記には倭武天皇傳承について、天皇なる記載で一致していたと考えるものである。

(20) 肥後氏前掲書四二頁